

しみんぜい 市民税について

ぜいきん しゅるい 【税金の種類】

にほん くに けん しちょうそん で き にほん ぜいきん こくぜい ぜいむしょ はら ぜいきん
日本は、「国」、「県」、「市町村」で出来ています。そのため、日本の税金には、「国税（税務署に払う税金）」、
けんぜい けんぜいじむしょ じどうしゃぜいじむしょ はら ぜいきん しちょうそんぜい しちょうそん はら ぜいきん
「県税（県税事務所・自動車税事務所に払う税金）」、「市町村税（市町村に払う税金）」があります。

しみんぜい けんみんぜい しぜい けんぜい 【市民税・県民税（市税・県税）について】

しみんぜい けんみんぜい まえ とし がつ にち がつ にち ねんかん はたら え しょとく ぜいきん
市民税・県民税は、前の年の1月1日から12月31日までの1年間に働いて得た所得にかかる税金で
ことし がつ にち おおたし す ばあい しみんぜい しちょうそんぜい けんみんぜい けんぜい あ おおたし
す。今年の1月1日に太田市に住んでいる場合、市民税（市町村税）と県民税（県税）を合わせて太田市に
はら
払います。

ぜいきん はら ほうほう 【税金を払う方法について】

こじん しみんぜい けんみんぜい はら ほうほう
個人の市民税・県民税を払う方法は、2つあります。

くわ ぜいきん はら かた し ぜいきん のうほうほう み
詳しい税金の払いは、「市の税金の納付方法」のページをご覧ください。

(1) とくべつちようしゅう 特別徴収

ア きゅうよ とくべつちようしゅう 給与からの特別徴収

かいしゃ きゅうりょう ひと たいしやう かいしゃ まいつき きゅうりょう ぜいがく さ ひ
会社から給料をもらっている人が対象です。会社があなたの毎月の給料から税額を差し引い
て太田市に払う方法です。6月から翌年5月までの12ヶ月間で払います。

イ こうてきねんきん とくべつちようしゅう 公的年金からの特別徴収

さいいじやう ひと たいしやう こうてきねんきんしほらいしゃ こうてきねんきん ぜいがく さ ひ おおたし
65歳以上の人が対象です。公的年金支払者が、あなたの公的年金から税額を差し引いて太田市に
はら ほうほう がつ がつ がつ がつ がつ よくとし がつ かい わ はら
払う方法です。4月・6月・8月・10月・12月、翌年2月の6回に分けて払います。

(2) ふつちようしゅう 普通徴収

とくべつちようしゅう ひと たいしやう のうぜいつうちしよ とど ふうとう なか のうふしよ
特別徴収ではない人が対象です。納税通知書が届いたら、封筒の中に入っている納付書であなた

自身じしんが払はらいます。6月がつ、8月がつ、10月がつ、翌年よくとし1月がつの4回かいの納期限のうきげん（払はらわないといけきげんない期限）があります。

口座登録こうざとうろくをした人ひとは納期限のうきげんと同じタイミングおなで引き落ひとされます。

【市民税・県民税申告書を提出しなければならぬ人】

会社かいしゃで年末調整ねんまつちようせいをしていて他に所得ほかにしよとくがない人ひと、所得税しよとくぜい（国税こくぜい）の確定申告かくていしんこくをする人ひと、公的年金こうてきねんきんなどの所得しよとくのみで各種所得控除額かくしよしよとくこうじよがくに変更へんこうがない人ひとは、「市民税・県民税申告書」を提出ていしゆつする必要ひつようはありません。それ以外いがいの人ひとは、毎年1月1日まいとしがつにちすに住しちようそんんでいる市町村しみんぜいへ「市民税・県民税申告書」を提出けんみんぜいしんこくしよしてください。

【市外・国外へ転出する場合】

年ねんの途中とちゆうで太田市外おおたしがいへ転出てんしゆつしても、残のこっている市民税・県民税しみんぜいを太田市けんみんぜいに払おおたしう必要はらがあります。国外へ転出ひつようする場合は、あなたこくがいの代わりてんしゆつに税金ばあいのお知らせを受け取り、税金かを払ぜいきんう「納税管理人」を決しめてください。決きまったら、市民税課しみんぜいかに「納税管理人申告書」を提出のうぜいかんりにんしんこくしよしてください。

【申告などについての問合せ先】

- (1) 所得税（国税）の確定申告について

館林税務署 TEL 0276-72-4373

〒374-8686 館林市仲町11-12

- (2) 市民税・県民税の申告について

- (3) 太田市役所 市民税課（2階22番窓口）

TEL 0276-47-1931、0276-47-1932、0276-47-1818

〒373-8718 太田市浜町2-35